

令和8年9月30日

合志市職員の懲戒処分の公表

令和8年9月30日付けで、本市職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行ったので、下記のとおり公表します。

記

1. 処分年月日 令和8年9月30日

2. 被処分者 教育委員会事務局教育部 課長（男性・50代）

3. 処分内容 戒告

4. 処分事由 不適正な業務執行

（地方公務員法第29条第1項第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）

5. 事実の概要

被処分者は、以前の職務において市指定ごみ袋の作製業務委託を行う際、組織としての適正な意思決定プロセスを経ず、独断により様式の一部を変更して発注を行った。これにより、定められた様式と一部相違するごみ袋が作成される事態を招き、内部事務に混乱を生じさせるとともに、公務の信用を損なわせたものである。

本件は、管理職として法令遵守の立場にありながら、法令等への理解と認識を欠き、独断専行により事務を強行したことによるものである。

6. 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の令和7年度の上司1名を厳重注意とした。

7. 市長コメント

このたび、本市職員の不適切な事務処理により、市民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。当該職員には厳正な処分を行うとともに、管理監督者についても厳重に注意いたしました。

今後は、法令等への理解を深め習熟度を上げることで法令遵守を徹底し、組織運営の基本である適正な意思決定プロセスを遵守することで、再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

【連絡先】

総務部 総務課 人事班

TEL 096-248-1112（直通）